



フィンランドにおける

有事への備え

— 国民保護の体制とシェルター事情 —

「ヘルシンキ市内にある水泳プールは、
いざという時には国民を守るシェルターに短時間で変わる。」

フィンランドでは1939年以降、国民保護を目的としたシェルターが作り続けられてきた。シェルターは法律に基づき国内全土に現在5万箇所以上設置され、人口の約85%を保護することが可能である。有事の際に自分たちの安全をどう確保するのか、そのための手段が普段の暮らしの中にどのように組み込まれているのかを、主にシェルターを事例として紹介する。



講師

駐日フィンランド大使館 武官補佐
マキ ロヒルオマ・トゥーッカ氏



令和6年 1月24日 [水] 受付開始 17:30
18:00 より開始

対面方式 / 日本語講演

会場

かでの27 (札幌市中央区北2西7) 1060号室

定員

60名

参加料

無料

参加申込方法

①パソコン・スマホからの場合

下記のURL(Googleフォーム)又はQRコードからお申し込みください。

<https://forms.gle/7rFg6CfZJBgH3Fci8>



②メール・FAXの場合

協会セミナーの参加希望の旨とお名前を添えて下記まで連絡・申し込みください。

【北海道フィンランド協会事務局】

hokkaido-suomi@leaf.ocn.ne.jp FAX 011-788-2211

申込締切

令和6年1月19日(金)まで

